

津久見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(津久見都市計画区域マスタープラン)

【改訂】

—H23. 3—

県名	大分県	都市計画区域名	津久見
----	-----	---------	-----

目 次

**1 都市計画の目標**

- 1) 津久見都市計画区域の特性 ······ P 1
  - 2) 都市づくりの課題 ······ P 3
  - 3) 基本理念 ······ P 3
  - 4) 都市計画区域の範囲、規模 ······ P 3
  - 5) 目標年次 ······ P 3
- ◆都市づくり概念図

**2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針**

- 1) 判断基準 ······ P 4
- 2) 区域区分の有無 ······ P 4

**3 主要な都市計画の決定の方針**

- 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針 ······ P 5
- 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針 ······ P 7
- 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針 ······ P 10
- 4) 自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針 ······ P 10

**4 都市計画区の相互支援と管理**

- 1) 役割分担と相互支援 ······ P 12
- 2) 計画の管理と継続的改善 ······ P 13

◆付図

## 1 都市計画の目標

人口減少・超高齢社会の進行や地球環境問題への対応等、都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している。このような中、地域資源を活かし、人々が住み・生活することで、多様な価値を創出し、魅力的な都市生活を送ることのできる持続可能な都市の実現を図るため、大分県においては、『自然の幸・都市（まち）の幸をはぐくみ、次世代につなぐ、私たちの都市づくり』を目標としている。

この目標を実現するため、以下の5つの視点を基本的な考え方として都市政策を進める。

- |                                 |        |
|---------------------------------|--------|
| ① 「必要な都市機能が集積した都市づくり」           | 【都市構造】 |
| ② 「地域の魅力や価値の向上があふれる都市づくり」       | 【都市再生】 |
| ③ 「安全で安心して暮らせる都市づくり」            | 【安全安心】 |
| ④ 「歴史・文化を保全し、観光資源を創出する美しい都市づくり」 | 【環境】   |
| ⑤ 「私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり」    | 【地域主体】 |

### 1) 津久見都市計画区域の特性

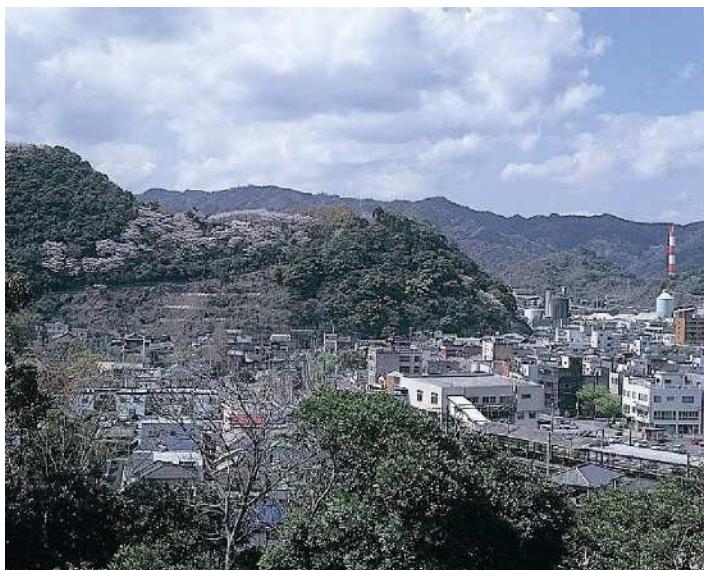
佐伯市、臼杵市、津久見市から構成される「県南連携都市圏」は、都市や海岸部の道路ネットワークとして、日豊海岸沿いに位置する国道217号と都市間交流軸として市街地背後に整備される東九州自動車道があり、山の自然や歴史的資源に恵まれた魅力ある圏域を形成している。その中で津久見市は、より高度な都市機能の分担と自然と融合したゆとりある居住空間の整備による便利で快適な生活都市圏の形成が期待されている。

本都市計画区域は、大分県の南東部、県都大分市から約30kmに位置し、豊後水道に面した海沿いの都市で、明治以降の鉄道の開通とともに、みかん栽培やライム産業（石灰石採掘とセメント産業）により発展し、さらに日本の高度経済成長とともに近代的なセメント工業都市として成長してきた。

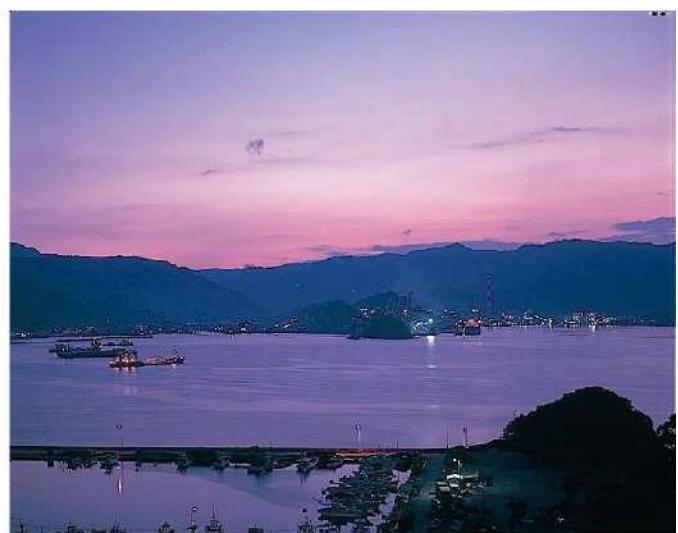
一方、本都市計画区域の面する津久見湾は、水深の深い良港として知られるとともに、湾内に点在する島々、半島部のリアス式海岸、海面に迫る山並みやみかん栽培の段々畑などが織り成す独特の景観や良好な自然環境を有している。

このように、地域固有の産業や自然環境を有するとともに、近年の東九州自動車道の開通によるアクセス性の向上により、地域資源などを活かした陸・海の広域交通網の結節点として、今後の発展が期待される都市である。

【津久見の景観】



－津久見市街地－



－津久見湾－

## 2) 都市づくりの課題

道路は、平成 13 年度に開通した東九州自動車道、海岸線に沿って走る国道 217 号及び県道佐伯津久見線などにより都市の骨格が形成されている。このうち国道 217 号は市街地の中心部を通過し、通過交通と都市内の発生交通の混在による渋滞が発生しており、これを解消する道路整備が必要である。また、東九州自動車道津久見インターチェンジの開設により、インターチェンジと市街地中心部などを結ぶ道路整備が必要である。

中心市街地は、津久見駅周辺に形成されているが、都市基盤が不十分なことなどから人口減少や商店街の衰退が続いている。今後は、新たに創出された埋立地と連携を図るとともに、市街地内の既存ストックの活用等により、中心市街地活性化を図る必要がある。

また、水晶山をはじめとする石灰石採掘跡地が本都市計画区域内に存在するが、これら跡地活用については、東九州自動車道津久見インターチェンジ周辺整備など、関連する計画と整合を図りながら有効に活用する必要がある。

さらに、リアス式の海岸線を有する海辺は日豊海岸国定公園に、市街地後背の丘陵地は豊後水道県立自然公園に指定され、これらは良好な自然景観と自然環境を有している。これらの地域固有の資源を維持・保全するとともに観光資源として活用することが必要である。

## 3) 基本理念

本都市計画区域の特性及び都市づくりの課題などをふまえ、都市づくりの基本理念を次のように設定する。

産業や自然環境など地域固有の資源を活用し、都市機能の強化を図るとともに、広域交通網の利便性・効果を十分に活用したコンパクトな生活都市の形成を目指す。このため、海、山などの良好な自然環境を保全するとともに地域特性を活かしたまとまりのある市街地形成と効率的な土地利用の誘導を図る。

## 4) 都市計画区域の範囲、規模

本都市計画区域の範囲、規模は次のとおりとする。

区分	市町名	範囲	規模
津久見都市計画区域	津久見市	行政区域の一部	4,997ha

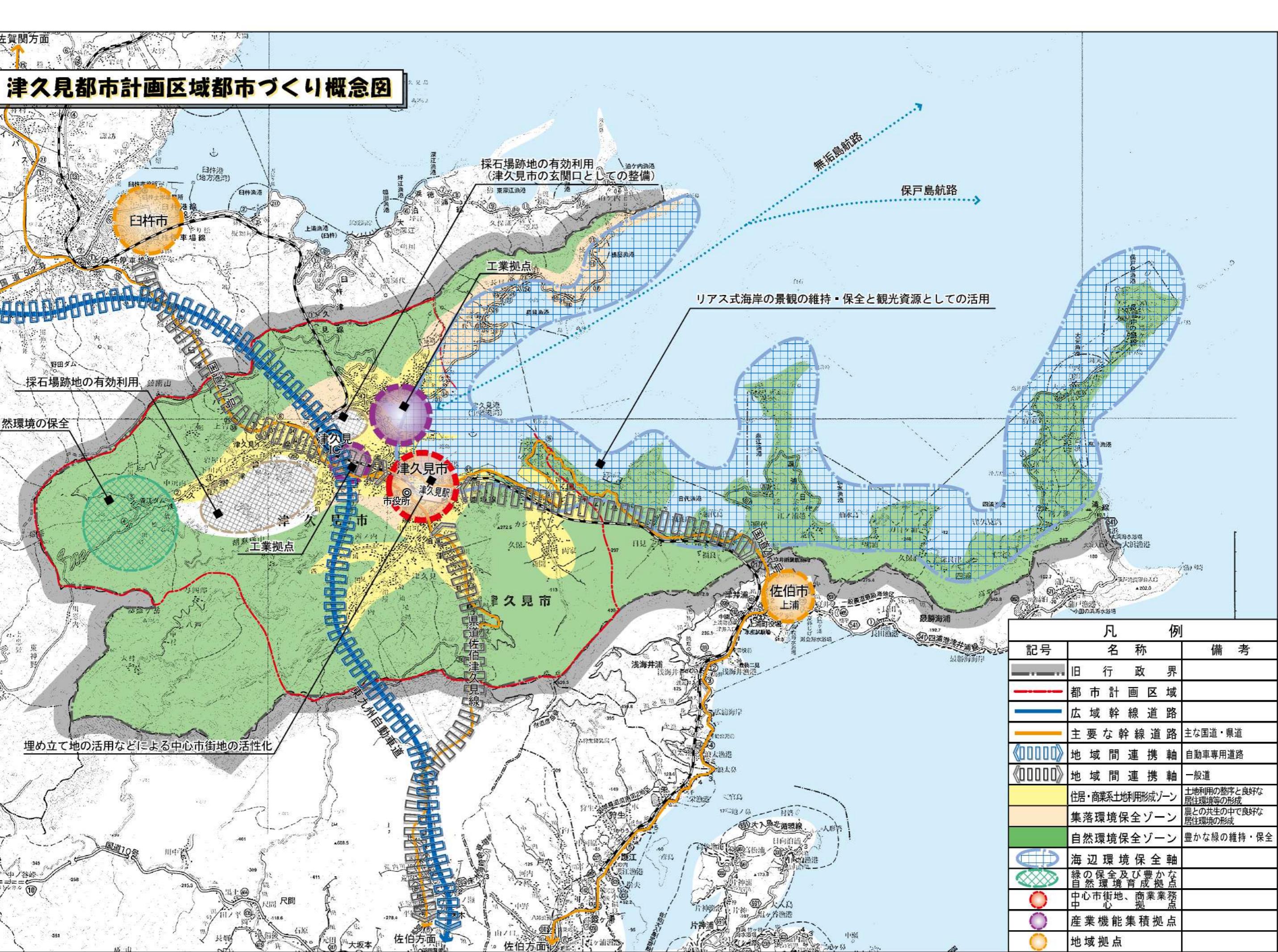
(注) 範囲には、地先公有水面を含む。

## 5) 目標年次

概ね 20 年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本方針を示す。

なお、都市施設、市街地開発事業については、特に優先的に整備するものを整備の目標として示す。

基準年	目標年次
平成 22 年	平成 42 年



## 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 判断基準

本都市計画区域は、現在区域区分制度が運用されていない区域である。現在の都市構造などを踏まえ、無秩序な市街化の可能性、都市の求心力、建築基準法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによる規制状況、広域的な都市の連携状況などをもとに区域区分の判断を行う。

### 2) 区域区分の有無

#### ① 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めないものとする。

#### ② 理由

本都市計画区域は、無秩序な市街化の傾向はなく、都市の求心力も弱い。また、急峻地形に囲まれ利用可能な用途地域外（白地地域）が少なく、市街地の拡散の可能性は小さい。さらに、中心市街地活性化基本計画や土地区画整理事業の実施などにより用途地域内への計画的な人口誘導に努めている。

したがって、本都市計画区域においては区域区分を定めないものとするが、今後とも各種事業の実施による用途地域内への人口誘導と用途地域外における建築形態制限による規制・誘導や関係機関との連携により、農地の保全と無秩序な市街化に対する土地利用規制を行う。

### 3 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 主要用途の配置の方針

###### ア 商業地、業務地

津久見駅から国道 217 号に至る駅前周辺地区及び津久見港青江地区埋立地に商業地を配置し、それぞれの役割分担を明確にしながら商業施設の集積及び既存商店街の活性化を図る。このうち、駅前周辺地区は商業の中心地であるが、商店、家内工場、住宅が混在し商業環境、居住環境が悪化しており、防災、安全、利便性、快適性の向上のため道路、公園、広場の整備や、市街地内の既存ストックの活用等による土地の高度利用、建物の共同化を図る。また、銀行、商業施設、公園などが整備された埋立地は、今後とも地域の活性化にも寄与する拠点としての空間形成に努め、将来は市役所等の行政機能を中心とした業務施設を整備し、既存商業地と連携した市街地形成を図る。

###### イ 工業地

現在一定の工場集積がある海岸沿いの石灰石関連産業の中心である、下青江地区、徳浦地区などを工業地として配置し、都市基盤の維持充実を図る。また、地域社会との調和を考慮し緑地の確保や景観形成に努める。

###### ウ 住宅地

人口の大半が用途地域内に居住しているが、近年、用途地域内人口が減少傾向にある。用途地域内の人囗を維持するため、中心市街地周辺及び河川沿いの平坦地に住宅地を配置し、都市基盤整備の推進により良好な居住環境の形成と効率的な土地利用を図る。このうち、中心市街地周辺では、住工混在の解消など、環境整備対策を図る。また、河川沿いの平坦地では、良好な自然環境に配慮した居住環境の維持に努める。さらに、土地区画整理事業が完了した地区においては、住宅建設の促進と良好な居住環境の形成に努める。

##### ② 土地利用の方針

###### ア 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

水晶山跡地は、道路等の都市基盤整備を行いながら、インターチェンジに直結する立地条件を活かし、地場産業であるライム産業の発展や新たな企業立地を含めた産業の創出拠点の形成を図るため、用途地域の編入を検討する。

###### イ 居住環境の改善又は維持に関する方針

津久見川、青江川、千怒川、徳浦川周辺の狭い平坦地に都市基盤の整わない住宅地が形成されているが、水路や河川改修、地区内道路の整備を推進し、居住環境の改善を図る。また、既に土地区画整理事業が完了した地区においては、早期の住宅建設の促進を図るとともに、地区計画、建築協定などの導入により今後とも良好な居住環境の維持に努める。

## **ウ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針**

海岸部のリ亞ス式海岸と丘陵地の豊かな緑は、本都市計画区域の都市景観の骨格を形成しており、これらを都市内における主要な自然緑地として位置づけ、整備・保全に努める。また、石灰石採石跡地はその跡地利用計画のなかで緑地の確保と緑の復元により、快適な都市環境の創出を図る。

## **エ 優良な農地との健全な調和に関する方針**

本都市計画区域内の農地は、優良な農地として保全に努めるものとし、特にみかんの生産を中心とした丘陵地の農地の保全に努める。

## **オ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針**

本都市計画区域は、地勢が急峻である上に降水量が多く、急傾斜地及び河川を中心とした自然災害に見舞われてきた。これまでの災害履歴を踏まえ、保安林など面的・質的強化とともに災害危険予想地域の指定の強化、土砂災害警戒区域等の指定などにより開発行為の抑制を図る。

また、河川浸水想定区域や土砂災害危険区域等の防災情報を横断的に整理し、都市づくりの基礎情報として活用し、災害に強いまちづくりに努める。

## **カ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針**

優れた自然環境は将来に受け継がなければならない財産であり、豊後水道県立自然公園に属する丘陵地の良好な自然環境や日豊海岸国定公園につながるリ亞ス式の海岸線などの保全に努める。

## **キ 大規模集客施設<sup>\*1</sup>の立地誘導方針**

多くの人々が利用し都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設については、1つの都市を超えて広域的に利用されるため、本都市計画区域においては、「大規模集客施設の立地誘導方針（大分県平成21年5月策定）」に則し、原則として大規模集客施設の立地抑制を図る。

（\*1）大規模集客施設：劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの。

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

#### ア 交通体系の整備方針

本都市計画区域は、県南地域における交通拠点の一つで、主要な交通体系として、東九州自動車道、国道 217 号、県道佐伯津久見線などの主要な幹線道路並びに日豊本線の鉄道からなる陸上交通網、さらに海上輸送拠点として重要港湾津久見港がある。

東九州自動車道の県南への延伸による広域化や観光・交流の活発化に伴い、今後交流人口の増加が予想されることから、水晶山跡地の整備との整合を図りながら、効率的な交通処理のための道路網の再編の検討を行い、円滑な自動車交通の確保を図るとともに、鉄道、バス、船舶相互の乗り継ぎの円滑化など、既存の公共交通ネットワークの有効活用による移動の利便性の維持・向上により、自動車交通の軽減を図る。

また、市街地内では、土地区画整理事業や中心市街地の整備など地域の実情を考慮しながら、道路整備を進め、通過交通と都市内交通の円滑な処理を図る。

さらに、道路整備に当たっては、安全性やバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間・自転車走行空間の充実に努める。

#### イ 整備水準の目標

都市計画道路の内、幹線道路の改良率は平成 21 年度末現在 70.6% である。幹線道路が果たす交通処理機能や商工業などの都市活動を支える市街地形成機能、さらに、災害時の避難路や延焼遮断帯となる防災機能などの観点を踏まえ、緊急性の高い路線・箇所について、重点的な整備に努める。

また、代替路線が別途確保されるなど、必要性・優先性に乏しくなった都市計画道路については、適宜見直しを行う。

**b 主要な施設の配置の方針**

**ア 道路**

種 別	配置の方針
自動車専用道路	東九州自動車道を広域幹線道路として位置づけ、本都市計画区域のほぼ中央に配置する。
主要幹線道路	<p>本都市計画区域内における円滑な交通の流れの確保と、津久見インターチェンジとのアクセス性を高めるため主要幹線道路として、次の道路を配置する。</p> <p>国道 217 号（都市計画道路 3・6・20 平岩松崎線、3・4・2 松崎高洲線、3・4・7 角崎新地線、3・4・11 長野堅浦線、3・6・5 井無田川内線）</p> <p>県道佐伯津久見線（都市計画道路 3・5・8 大友彦の内線、3・6・6 井無田成守線）</p> <p>県道津久見野津線（都市計画道路 3・6・5 井無田川内線）</p>
都市幹線道路	<p>主要幹線道路を補完し、都市内の幹線機能を有し市街地の骨格を形成する幹線道路として、次の道路などを配置する。</p> <p>都市計画道路 3・4・1 駅前線</p> <p>都市計画道路 3・6・21 志手徳浦線</p> <p>都市計画道路 3・4・11 長野堅浦線</p>

**イ 鉄道**

本都市計画区域の鉄道での玄関口として、津久見駅が存在する。駅南北において駅前広場の整備を検討し、駅の交通結節機能の充実、利用客の利便性の向上や公共空間の創出を図る。

**c 主要な施設の整備目標**

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする路線は次のとおりである。

種 別	路線名
道 路	都市計画道路 3・6・20 平岩松崎線（国道 217 号）
	都市計画道路 3・6・21 志手徳浦線

**d 長期未着手施設の見直し**

特に優先的に計画の見直しを検討する路線は次のとおりである。

種 別	路線名
道 路	都市計画道路 3・6・13 姥目塩屋線（市道西駅裏線）
	都市計画道路 3・6・14 姥目高洲線（市道東駅裏線）
	都市計画道路 3・6・18 千怒彦の内線

## ② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

#### ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道のうち汚水対策については、水質の保全、生活環境・都市環境の向上を図るため排水施設の整備を促進する。また、雨水対策については、計画されている都市下水路は全て整備済みであるが、整備後相当の年数が経過していることもあり今後は積極的な改修整備に努める。

河川については、住民の生命や財産を浸水などの災害から守るために、河川流域が有している保水機能や遊水機能の維持や保全に努める。なお、河川空間を住民の憩いとやすらぎの場としても位置づけ、治水と親水を同時に満足するような総合的な河川環境の整備を図る。

#### イ 整備水準の目標

下水道については、全体計画処理面積316ha、計画処理人口8,600人を定め順次整備を進めしており、事業認可区域面積316haのうち平成21年度末現在269.6haが供用開始している。今後とも、平成21年度に策定した津久見市生活排水処理施設整備構想に基づき下水道の整備を推進する。

河川については、近年発生した床上浸水被害の解消を図るとともに、時間雨量50mmに対応する河道整備を図る。

### b 主要な施設の配置の方針

公共下水道の計画区域内では、公共下水道により整備を行うものとし、公共下水道の計画区域外集落については、合併処理浄化槽の普及に努める。

### c 主要な施設の整備目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする施設は次のとおりである。

種 別	名称（処理区）
下水道	津久見市公共下水道（津久見処理区）

## ③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

### a 基本方針

住民が、健康で文化的な生活を営むために、必要な都市施設の配置、整備を図る。

### b 主要な施設の配置方針

現在、主要な都市施設として臼津広域火葬場が配置されおり、既存施設の適切な維持・管理に努める。

### 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

#### a 主要な市街地開発事業の決定の方針

平成21年度末現在、千怒地区をはじめ10地区で土地区画整理事業が完了している。居住環境の改善が必要となっている中心部の市街地や未利用地が介在し都市基盤整備の不十分な地区では、農林漁業との調整を図った上で、必要に応じて土地区画整理事業の導入を検討する。

### 4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

本都市計画区域は、リアス式海岸の津久見湾を取り巻く海、山や河川を抱えた豊かな自然環境にあり、このゆとりあるおいのある生活空間の確保を図るため、自然景観との調和、市街地景観の向上を図る。また、周辺の豊かな自然環境を保有するにも関わらず、市街地や住宅地における緑や公園が不充分であるため、住民が生活のゆとりと快適さを実感できる都市公園の整備、拡充を図る。

#### b 主要な緑地の配置方針

##### ア 環境保全系統

本都市計画区域を取り囲み、豊後水道県立自然公園に指定された丘陵地など市街地後背の丘陵地や日豊海岸国定公園に属するリアス式の海岸線などは、自然との共生、環境への負荷の軽減の観点から自然環境の保全に努める。また、青江川をはじめとする河川については、生態系保全の観点から保全に努める。

##### イ レクリエーション系統

公園・緑地は、住民のレクリエーションや憩いの場となり、生活にうるおいを与えるため、土地区画整理事業などとあわせ整備し、体系的に配置する。

##### ウ 防災系統

本都市計画区域の骨格を形成している青江川、津久見川などは火災時の防火帯や消火用水利などとして活用する。また、市街地内に公園を適宜配置し災害時の一次避難場所として活用する。

##### エ 景観構成系統

市街地を取り囲むように広がるみかん園などの丘陵地やリアス式の海岸線は、本都市計画区域の景観を形成する重要な要素となっておりこれらの保全に努める。また、市街地に隣接する採石場跡地周辺などで、修景と緩衝のための緑地を設け、良好な都市景観の創出を図る。

○ 実現のための具体的な都市計画制度の方針

ア 都市計画公園・緑地などの配置方針

平成21年度末現在、都市計画決定された都市基幹公園はない。今後、必要に応じ都市基幹公園の配置・整備を図る。

イ 特別緑地保全地区などの指定目標及び指定方針

市街地における貴重な樹林地である社寺林は、特別緑地保全地区への指定を検討し、その永続性を図るとともに、工業系用途地域における工場地域の緑地は、緩衝地として存続を図る。また、丘陵地は、風致地区などの指定を検討し、良好な樹林地の維持存続に努める。

## 4 都市計画の相互支援と管理

本都市計画区域が掲げる基本理念に則り、都市計画に係る各種施策、事業などを計画的に進めていくため、県、市及び住民等の責務又は能力に応じた役割分担のあり方を明らかにする。また、各主体間において計画の相互支援と管理を行うことにより、それぞれの取り組みが効果的に連動・連携するよう努める。

さらに、都市計画をより良いものに育てていくことを目的として、計画内容の透明性の確保を図ると同時に、社会経済情勢の変化や住民・市の意向を踏まえて計画内容の継続的な改善を行っていくものとする。

### 1) 役割分担と相互支援

都市計画の策定又は事業化などに際しては、各主体が個別にそれぞれの役割を果たすだけでなく、各主体が相互に支援しあって取り組みを進めることが重要となるため、以下のような役割分担及び相互支援のもとに計画の推進を図る。

#### ① 県の役割

県は、県土の健全な発展を図ることを目的として、都市計画に係る各種の基準や方針の策定及び広域的見地から必要とされる都市施設に関する計画決定を行い、必要に応じて、整備、開発及び保全の方針などについても、概ね5年ごとに実施される都市計画に関する基礎調査結果に基づいて、適宜計画内容の見直しを行うものとする。また、市及び住民が主体となったまちづくりを支援するため、広域的な観点から調整を図る。

さらに、都市計画に関する情報提供などを随時行うとともに、定期的に開催される「都市（まち）づくり懇談会」等により、多方面からの意見を聴取するものとする。

#### ② 市の役割

市は、県の定める広域的な計画や都市計画に関する基礎調査結果をもとに、県と連携を図りながら、具体的な地域地区などの指定及び都市施設の計画決定などを行うとともに、地域住民の意向を反映したまちづくりを進めることを目的として、市の都市計画に関する基本的な方針の策定（又は見直し）、まちづくり条例の制定などに取り組むものとする。

また、住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供、県、市、まちづくりに直接関わる住民及び有識者等から構成される「都市（まち）づくり懇談会」等の継続的な開催運営などを通じて住民参加の仕組みづくりを進めるなど、住民が主体となったまちづくりの促進を図る。なお、まちづくりの活動や、まちづくりを担う人材の育成に対して積極的に支援するものとする。

#### ③ 住民等の役割

住民等は、都市計画は専ら行政の仕事であるというこれまでの意識を転換し、自らが居住又は就業する空間の環境の改善又は保全を図ることを目的として、行政の進める都市計

画に対して積極的に参画するとともに、各種協定やルールなどの締結やその順守によって  
自主的な管理運営を図るものとする。

また、各地域又は県の都市計画に関する情報提供を受け、地域の実情に応じたローカル  
ルールなど、行政だけでは対応しにくい部分を、都市計画への提案制度などを活用し、積  
極的に提案、意向の提示を行うものとする。

#### ④ 各主体間の相互支援

都市計画に係るあらゆる計画・事業について、推進主体だけが単独で取り組むのではなく、他の主体がその取り組みを支援するとともに、必要に応じて進捗や効果などについて  
管理するものとする。このため、各主体の計画・事業の透明性を確保するとともに、支援  
関係、協働関係を強化するための組織づくりを進めるものとする。

### 2) 計画の管理と継続的改善

本方針は、法制度などの改正や個別都市政策への対応、社会経済情勢の変化、又は住民・市  
の意向を踏まえ適宜見直しを行うものとする。

なお、本方針で掲げた計画内容とその進捗状況については、県と市が協働して、まちづくり  
の課題と対応状況を記載した資料を別途作成し、住民に対して広く公表を行うとともに、  
意見交換の場として定期的に開催する「都市（まち）づくり懇談会」等で説明を行うものとす  
る。また、ある課題の解消に向けて対応策を実施した場合はその効果に対する評価を行い、  
対応策が実施されない場合はその理由を明確にするなど、新たな課題の再整理及び新たな  
計画内容への反映を適宜行うことにより、継続的に計画内容を改善していくものとする。

